

新法制定への取り組み・議論加速

東俊裕氏、障がい者制度改革推進会議室・室長に

12 月 21 日、制度改革推進会議の事務局長として、熊本学園大学教授で弁護士の東俊裕氏に辞令が交付されました。



東弁護士は、国連障がい者権利条約特別委員会の政府代表顧問として、障がい当事者の立場、そして障がい者の権利擁護に尽力してきた立場から条約交渉に貢献しました。JDF（日本障害フォーラム）では条約小委員長として条約批准に向けた議論をリードしてきました。

なお、1 月中旬には同推進会議の第 1 回会合がもたれる予定です。

委員の6割が障がい者と家族 新改革会議、異例の構成

障がい者問題を担当する福島瑞穂特命担当相は 8 日の記者会見で、政府の「障がい者制度改革推進本部」の下に新設する改革推進会議の委員 24 人を発表した。6 割の 14 人は障がい者自身や家族らを充てた。12 日に初会合を開く。

政府の障がい福祉関係の審議会などにはこれまでも障がい者らが参加していたが、過半数を占めるのは異例。入所施設などの事業者が入っていないことも特徴で、利用者サイドの視点で議論が進みそうだ。

当事者など 14 人の委員には、障がい者団体の代表のほか、民主党の障がい者政策に影響を与えている「障がい者インターナショナル日本会議」の尾上浩二事務局長や、障がい者自立支援法の違憲訴訟で弁護団長を務める全盲の竹下義樹弁護士らが入る。

それ以外の 10 人は大学教授や自治体の首長ら。24 委員のほか、日本経団連の 1 人がオブザーバーとして参加する



制度改革推進会議「障がい者の定義見直し」を議論

政府は 12 日に開催される初会合で、「障がい者」の定義の抜本的な見直しに乗り出す。従来は個人の問題として心身の機能に注目する「医学モデル」だったが、社会参加を難しくしている社会の側の問題を重視し、必要な支援を把握する「社会モデル」へ転換するのが狙い。

見直しでは、障がい者は「社会参加に支援やサービスが必要な人」との考え方を基に、経済状況や住環境などを踏まえて障がい者として認定する定義のあり方を検討する。

見直しは、障がい福祉だけでなく雇用や教育など国内法全体に影響することとなる。

